

### III. イタリアにての確認内容

駒村 康平  
福山 圭一  
北野 敦也

#### 1. ローマ大学にてのイタリア年金事情のヒアリング

今回の訪問においては、ローマ大学の Anna Simonazzi 教授のご厚意により、多くの年金制度関係者（制度運営担当者、統計調査担当者、学者）に一同に集まってもらい、我々の質問に回答していただくという、大変有意義な場を提供いただいた。

また、当日は和泉徹彦氏（田園調布学園大学短期大学部人間福祉学部専任講師）にも同席いただき、下記の記録作成に尽力いただいた。

今回のヒアリングによってイタリアの年金事情がかなり明らかになった。

イタリアの非典型労働者について考察する際、有名な Co.Co.Co.と呼ばれる労働者の取扱いを考慮せねばならないのであるが、最近は「プロジェクト労働者」に改称されることとなっており、それらも含めて多くを学ぶことができた。

詳細は下記のヒアリング記録を参照のこと。

#### 2. イタリア年金制度の専門家に対するヒアリング記録（概要）

ヒアリング（質疑応答）記録の概要は以下の通りである。

【日 時】 2005 年 9 月 14 日（水） 10:00～12:00  
【訪問先】 ローマ大学  
【面談者】 Prof. Anna Simonazzi 他 6 名（以下に記載）  
【訪問者】 駒村、福山、北野、和泉

（先方参加者及び発言者番号）

1. Francesca Corezzi (年金基金)
2. Dr. Nazzaro
3. Dr. Francioni
4. Prof. Roberto Pizzuti
5. Prof. Sergio Cesaratto
6. Prof. Sergio Nistico

（1） 質疑：非典型労働者について

（昨年の年金改革について・日本の問題意識を説明）

第一号被保険者が増えている。これは労働者が保険料を払いたくないだけではなく、会社側も保険料を払いたくないということが影響している。

イタリア側：イタリアでも同様の状況がある。

（日伊で国民年金未納問題、第三号被保険者に関する議論）省略

「義務なのになぜ払わないのか、払わなくても良いのか、罰金等は無いのか」という部分に先方の関心が集中、また第三号被保険者の存在意義に議論が飛びそうになったが、なんとか回避した。

#### 4：日本の非典型労働者はどのくらいいるのか？

明確ではないが、第一号被保険者の半分程度 1000 万人超と考えている。イタリアと日本の状況の違いについて確認をしたい。

4：イタリアでは 95 年に年金改革が行われた。これは大きいものだったが、一般労働者に対する改革であり、Co.Co.Co.と呼ばれる非典型労働者に対するものではなかった。イタリアでも非典型労働について同様の問題を抱えている。一般労働者の年金保険料率 32.7% のうち 3 分の 1 が本人負担、3 分の 2 が雇用主負担となっている。自営業というカテゴリのうち、商店、農業、手工業というのは別の年金のかけ方がある。協同労働者（協力者：collaboratore）という非典型労働者は企業側の隠れ蓑になっている。労働条件も一般労働者よりも悪いことが多いので問題になっている。

従来は自営業は所得に対して年金保険料 10% を払っていた。95 年の改革はこれを 20% まで引き上げることを目指しており、現在 2005 年で 17.5% になっている。この中に非典型労働者が含まれており、自営業者は全額自己負担であるが、パートタイム、協同労働者という形態の労働者は 20% のうち企業側が 3 分の 2 を負担することになる。それぞれの労働者が拠出した金額によって算出される年金給付を受けることになった。しかし、非典型労働者が 40 年間加入しても、最後の所得の 30% 程度しか年金給付を受けられることになる。これは極めて低額である。

皆さんからもらった質問に関連して、「事業主負担を軽減してほしい」という経済界の要求がある。国は雇用拡大のためにこれに対応すべきではないかという意見もあるのだが、非典型労働者はそれなくとも悪い条件をもっと厳しくすることになってしまうという議論があつてジレンマに陥っている。

保険料未納という問題はイタリアでは別形態で大きくなっている。それは（非典型労働に絡む未納というものではなく）、ヤミで事業活動が行われていて、税金も保険料も納められないという問題として現れている。

#### （2）闇労働の問題

ヤミ事業活動を行っている割合はどのくらいだろうか。

1, 6 : (よく分からぬが) 企業数で 10~15% くらいだと見積もられている。

Anna : 中規模から大規模の企業ではなく、小規模な企業でヤミ事業活動があると思われる。

4：イタリアでは小規模な家族経営の企業があり、捕捉が難しい。

### (3) 自営業の所得捕捉について

自営業者の所得捕捉はどのようにになっているか。

6：大企業が協同労働者を使っているところは法を守ってやっている。しかし、イタリア国民全体として、税や保険料といった自分の所得が減らされるような支出を何とかして避けようという雰囲気がある。これがまず問題だ。自営業においては所得税の把握が難しくなってきていているので、すなわち年金保険料にも同じ問題となっている。

税金と年金で所得に関する情報共有をしているのだろうか。

4：常に税と年金（INPS という機関）との情報交換をしているわけではない。できないことはないだろうが、自営業者の数が多いことにより完全に行っておらず、所得税の申告額と年金保険料のベースが違っていることもありうる。

1：自営業について付け加えると、農業や漁業となると極めて所得が低い。それに対する保険料を払っていくが、それでは納付年数は足りていても年金給付が最低基準にも足りずに国が補足給付することがほとんどである。

Co.Co.Co.と呼ばれる非典型労働者は現在、どの程度の人数になっているのか。

3：2000 万人労働者の 6.2% である。これ以外に研修期間中といった労働者もあり、あわせると 10% 程度と見積もられている。

具体的な Co.Co.Co.としてプログラマーなどを考えると、プロジェクトベースで契約して派遣され、実際には指揮命令系統に入るケースがある。これは Co.Co.Co.として考えて良いか。

3：Co.Co.Co.という形態は、企業側が負担を軽くしたいためと考えられている。最近改称されて「プロジェクト労働者」という名前になった。これは先ほどの「6.2%」という数値を調査した際に判明したのだが、この Co.Co.Co.という労働形態のうちの僅か 30%のみがプロジェクトごとに仕事をしていた人で、残り 70% はもともとは正社員だったのに名目（就労形態）を偽っていたという事実が判明した。これでは労働条件も悪くなるため、制度が変更されることになった。

4：非典型と一般労働者の内容を比較検討したとき、正規に雇用されたときには本人も年金給付が大きくなるし本人負担が軽くなる。労働条件として良いだけでなく、解雇されにくいういうメリットがある。年金の事業主負担を軽減しようという議論の背景は、非典型と一般労働者という 2 つの形態を一つにまとめようという考え方の中で、事業主負担を減少させることで正規労働者を増やすという考えがある。

プロジェクト労働者として働いている人へ支払われる報酬のうち、どの部分を保険料の対象にするのか。

6, Anna : Co.Co.Co.が契約する企業は事業主負担をしなければならない。一般労働者に対しても割合としては同じ 3 分の 2 負担であるが、Co.Co.Co.の保険料率が 20% であるため事業主負担は比較的軽くなっている。プロジェクト報酬のうち経費と所得を契約において明示することになっている。複数人が契約する場合にも各人の所得が明示されている。自営業に

は歴史的に軽い保険料率からスタートしたために現在の混乱を招いている。95年以前では、自営業というのは商店、農業、漁業しか認識されていなかったので、低い拠出で足りない部分を国が補助するというやり方をとっていた。それが95年改革で拠出に基づくこととしたため将来的に貧困な年金生活者が増大することが問題になるだろう。

複数の企業と契約して働いている非典型労働者に対してはどのような扱いになっているだろうか。

4：同じ月にいくつの企業と契約したとしても、その報酬が支払われる前に企業側が天引きして年金保険料を支払っている。

経費と所得の明示された契約というのは、明確な経費基準があるのか（日本では経費の扱いがかなり柔軟なため、実質的な所得捕捉の大きな障害となっている）。

3，6：Co.Co.Co.という就労形態は、プロジェクトの中での労働者であるから、その人の所得が明示的に出てこなければおかしい。もともとの自営業者の場合には、報酬のほとんどを経費計上てしまい、所得が無いということもあり得る。税務書類の保管義務はあるものの税務官庁が個別に精査することはできないため、所得捕捉は困難になっている。実際に自営業者は自らの所得を最低限の金額で所得することが多い。

Co.Co.Co.と一般労働者、自営業を区別する明確な基準はあるのか。

3，1：全てのイタリア国民はコーディッシュフィスカーレ（税務コード）を持っているし、自営業者の場合には追加的にパルティータイバ（税務届番号）を取得している。自営業者といって税務申告する際にはこのパルティータイバが必要になり、Co.Co.Co.はコーディッシュフィスカーレで所得申請をするため、ここで判別できることとなる。

人材派遣会社から派遣される労働者はどのような扱いだろうか。

3：人材派遣会社はあくまでも紹介して送り込むだけで、労働契約は派遣された先で結ぶことになる。

Anna：自営業以外の全ての労働者は企業がその人のための税金・保険料を負担することになっている。全て天引きされる。全ての職種に対して最低賃金が適用されている。このため、これ未満の賃金しか払わないということは不可能である。また短期的に雇用され、給料が極端に少ないからといって事業主負担を逃れることはない。しかしローマ以南の地域では雇用条件が悪く、最低賃金分だけ支払い、超過労働時間分はヤミで処理するということも言われている。

（日本における週30時間基準・年130万円基準に言及し、紛糾）

→イタリアでは労働者は個人が払うということではなく、企業が払うということしかないのでコントロールは容易である。

5：非典型協力労働者数（Co.Co.Co.）についての最近のISTATでの調査結果では2100万人労働者に対して40万7千人、INPSの調査では52万人となっている。この数字に違いが出ていることの理由は分からない。これには自営業者は含まれない。1999年以降の傾向を見ると、この流れは雇用促進の助けにはなっていない。1995年年金改革後の制度によって計算すると、Co.Co.Co.で24歳から40年間拠出で1年間の給付は4500ユーロ、最低基準では4000ユーロであるためこれより少し多いだけになる。これはトリノにある年金計算センター

の試算である。

誰が年金制度から除外されているか。

4 : INPS が自営業、全ての労働者を担当し、INPDAP が公務員を担当する。働き始めれば年金制度に入ることになる。学生、専業主婦などは無年金である。

Anna, 6 : 一度も年金保険料を納めなかった、一度も働いた経験が無ければ、一般財源から毎月約 350 ヨーロの養老年金（社会保障年金）が 65 歳から支払われる。全ての国民が貧困であれば条件を満たす。厳しいミーンズテストが存在する。

（国民年金の国庫負担、学生の保険料負担に関する議論）省略

就労形態別の人数の実態に関する資料があるかどうか。

#### （4）補足年金について

6, 5 : 企業は正規社員の所得に対する 7%を退職金として積み立てなければならない。Co.Co.Co.には退職金を支払う必要がないため、これも正規社員から Co.Co.Co.へと雇用形態を変えたい理由になっている。

#### （5）その他の議論

年金改革によって世代間の利害対立が生じていないか。

4 : 利害対立が全くないわけではないが、70 年代に労働争議を戦った労働組合員が年金生活に入っていても労働組合に入り続けることは自然の流れである。現在の社会保障水準が実現したのも彼らのおかげである。

財政負担について。いつまで維持可能か見通しはどうか。

6 : 95 年改革はイタリアとスウェーデンで行われた。32.7%という数字は、全ての年金給付を拠出に基づいて行っていく限りにおいて財政・制度の持続性は担保されている。この保険料は固定できるとされている。しかし、給付水準が低くなりすぎるかもしれないという問題は別にある。また支給開始年齢の引き上げもあり得る。

スウェーデンはいち早く新制度に移行したが、イタリアは移行期にある。多くの人は旧制度と新制度の両方から受け取るし、若い人は新制度のみから受け取ることになる。自動調整措置は存在しない。

事業主負担に対する国庫負担プランはどうなったか。

4 : 構想としてはあったが実現しなかった。

2004 年 8 月にあった改革でも国庫負担が議論となった。しかし宙に浮いている。32.7%には 3 分の 2 の事業主負担が入っているが、32.7%を組み直して、25%を公的年金に、5%積立金部分とし、企業負担を 2%にするとか、あるいは 7%を積立部分にするなどの案もある。このほか、将来的に私的年金保険を上乗せで義務づけるかどうかという議論があるので、それを入れることになったら事業主負担を数%軽減しようというアイデアもある。

現在の年金給付に一切国庫負担は入っていないのか？

6 : 現在は移行期間であるためあと 15~20 年程度は INPS に国庫負担が入り続ける。

4 : 年金財政において支出一収入の差額があり、この赤字部分に充当する国庫補填分は GDP の 1%程度となっている。しかし、年金受給者も税金を負担するので、実質的な財政負担の状況を見ると国庫補填よりも年金からの税収（GDP の 2%程度）の方が上回っている。  
INPS が持っている積立金はあるか。

6, 4 : 積立金は無い。

この他の関連した情報：在イタリア大使館における資料（「イタリアの非典型労働」・「伊国年金制度の概要」）を参照。

# イタリアの非典型労働

2006年2月

在イタリア日本国大使館 経済班

イタリアにおける非典型労働のカテゴリーは、2003年2月14日委任法第30条(通称「ビアジ法」とその実施法である2003年9月10日委任立法第276号(「雇用と労働市場に関する実施法」同年9月24日施行)で総合的に整理・規定された(その後2004年委任立法第251号で一部修正が施された)。同法に関しては関係実施省令・回章が順次発出され段階的に施行に移っている。

## 【目的】

イタリアは欧州の中でも合法的就業率が最も低く闇労働者の数が最も多い国といわれており、その要因として現行の法規制にも問題があるとの認識の下、多様な形態の職種の導入と官民間職業斡旋機関のネットワーク構築により、スムーズで迅速な労働需給マッチングを図ることで、柔軟性の高い労働市場を実現し、特に南部の若年層、女性・高齢労働者の就業率を上昇させると共に、全国的なモニターリング体制の設置により不安定な労働形態及び闇労働の減少を目的とするもの。

## 【手段】

1. 労働市場の組織化—労働者仲介事業参画主体の多角化、労働市場・統計のモニター
2. 特別な労働形態の導入と既存の労働形態の改正
3. 職業訓練制度の見直し
4. パートタイム労働の改正—より柔軟に、より規制を少なく—

## 【概要】

### 1. 労働市場の組織化—労働者仲介事業参画主体の多角化、労働市場・統計のモニター

公的職業斡旋機関である雇用センター (Centro per l'Impiego) の利用者の割合が僅か4% (別添参考1参照) であることから、職業斡旋活動の自由化を行い、民間からの参入を促進することを目的に、労働者斡旋事業を行うことのできる主体を公的機関、民間会社のほか、地方自治体、使用者団体、労組、労使協会、商工会議所、大学等の教育機関などにも拡大し、また、雇用センターとこれらの職業斡旋主体 (Agenzie per il lavoro; APL) を結ぶネットワークである全国継続的労働取引市場 (Borsa continua nazionale del lavoro) を構築し、労働需給マッチの簡素化を図るとともに、労働市場を総合的・体系的にモニターする。

### 2. 特別な労働形態の導入と既存の労働形態の改正

#### (1) 分割労働 (job sharing, lavoro ripartito, lavoro a coppia)

2人以上の労働者が单一かつ同一の労働義務を遂行するための契約。使用者は単一の給与を2人以上の労働者に分割する。使用者側では秘書や会計業務に適する雇用形態であり、労働者側では女性、若者、年金給付開始を控えた労働者のように柔軟性を要する労働者に適する労働関係である。これまで第三次産業においてのみいくつかの労働協約で規定されていたが、今回初めて法律で規定されることとなったもの。

#### (2) 断続労働 (lavoro intermittente、通称「呼び出し労働」lavoro a chiamata, Job on call)

不定期または断続的な労働内容に対して締結される契約。労働者が一定の期間、労働提供できるよう待機し、使用者からの呼び出しに応じて実際に労働に従事する。使用者側にとっては、組織上の要請に基づく特殊な時期(バカンスシーズンなど)に対処するために適した労働契約。労働者としては若年層・高齢層の失業者を想定。特徴として、実際の労働時間に基づいて支払われる賃金の他に、労働者が使用者の呼び出しを待機する間も手当が保証される。本法律で初めて導入された労働形態。

#### (3) プロジェクト労働 (lavoro a progetto)

旧「継続的連携労働」(Co.Co.Co.; collaborazione coordinata e continuativa)制度の改正を目的に導入されたもので、特定のプロジェクトやその一部が終了するまでの期限付き労働契約。「継続的連携労働」の不正使用(使用者側から的一方的な契約解消など)が問題化していたことから、今回の改正においてプロジェクト労働の契約内容は、書面にて、労働提供の期間、プロジェクト、プログラム、労働への対価の支払い方法等が明記されなければならないこととした。またプロジェクト労働者の権利として、病気、妊娠、労災は契約解消をもたらさないことが明記された。

#### (4) 補助的単発労働 (prestazioni occasionali di tipo accessorio)

社会的に排除される危険のある主体、つまり1年以上失業状態にある者、主婦や学生、年金生活者、身障者、合法的にイタリアに滞在し6ヶ月継続して仕事のないEU圏外からの外国人などによる、子供や老人、身障者の介護、家庭教師、災害時のボランタリー活動などの単発的な労働のための形態。闇労働のあぶり出し対策として導入された新規労働形態。労働期間は年間最長30日、報酬は年間最大5,000ユーロ。支払いは1時間7.5ユーロのチケットを使用(社会保障費13%、労災保険7%が含まれる)による。

#### (5) 労働者供給 (somministrazione di lavoro, staff leasing)

企業が人材派遣会社から無期限もしくは有期限で労働者を「リース」できる制度。特定のプロジェクトのための、グループとしての労働者のリースなどを想定。

従来は有期限でのみ可能であったものが、無期限契約も可能となった。労働者は派遣先企業の従業員と同等の権利・賃金を保証される。労働者は人材派遣会社との間で労働契約を締結し、人材派遣会社と派遣先企業との間で「供給契約」が締結される。社会保障の支払いについては、「供給契約」で定められる。

### 3. 職業訓練制度の見直し

(1) 見習い契約制度の見直し－見習い契約を以下の三種類に分別。

① 教育の権利・義務遂行のための職業訓練

職業資格の取得を目的とする。15歳以上18歳程度までの若者が対象。最長3年間。

② 専門職化職業訓練

技術的職業知識の習得を通じた専門的資格の取得が目的。18歳から29歳の若者が対象。

最短2年間、最長6年間。

③ 高卒修了資格(ディプロマ)取得又は高等教育課程のための職業訓練

第二次、大学もしくは高等教育の資格取得を目的とした高等技術専門習得のための制度。18

歳から29歳の若者が対象。期間は州が社会的パートナー、教育機関との協議で決定。

(2) 職業編入契約 (contratti di inserimento)

労働者の個別の職業適応計画を通じて、一定の対象者(18～29歳の若年層、長期の失業状態にある29～32歳までの失業者、50歳以上の失業者、女性の失業率の高い地域の女性労働者、身障者など)の労働市場への編入・再編入を実現することを目的としたもの。最短9ヶ月、最長18ヶ月(女性失業率の高い地域での女性労働者については最小36ヶ月)。

### 4. パートタイム労働の改正－より柔軟に、より規制を少なく－

(分類)

①水平型パートタイム（1日の労働時間がフルタイムより短い型）

②垂直型パートタイム（一定の期間フルタイムで働く型）

③混合型パートタイム（垂直型と水平型の混合）

(改正点)

①労働協約に理由と最長時間制限が明記されたうえで超過労働が認められる（水平型に適用）。

②フルタイム労働者と同等条件での時間外労働が認められる（垂直型と混合型に適用）。

③労働協約に「弾力的労働条項」が加えられると所定の期間を超える期間に労働期間の延長（垂直型と混合型に適用）が、「柔軟的労働条項」が加えられると所定の期間と異なる期間への労働期間の変更（いずれの型にも適用）が可能となる。

(参考資料)

**イタリアの非典型雇用導入の沿革**

○1984年12月19日法律第863号「雇用水準の維持及び増進のための緊急措置」  
～パートタイム労働を最初に法認～

○1997年6月24日法律第196号（「雇用促進法」、通称「トレウパッケージ法」）  
～雇用促進のためのさまざまな措置を集大成、労働者派遣を解禁～

○2003年2月14日委任法第30号（通称「ビアジ法」）

○2003年9月10日委任立法第276号（「雇用と労働市場に関する実施法」  
～非典型労働のカテゴリーを総合的に整理・規定、新たな形態の労働  
(呼び出し労働、補助的単発労働、無期限の派遣労働など) を導入～

**非典型労働者の全雇用労働者に対する割合のEU・イタリア比較**

(EUROSTAT2004年労働統計より)

① パートタイム労働者の割合（男性・女性ともにEU平均より低い）

(全体)イタリア 7.2% EU25カ国 10.9% EU15カ国 12.2%

(男性)イタリア 3.1% EU25カ国 4.5% EU15カ国 4.7%

(女性)イタリア 11.3% EU25カ国 17.2% EU15カ国 19.7%

② 有期限労働者の割合（男性はEU平均より低いが、女性は同程度）

(全体)イタリア 11.8% EU25カ国 13.7% EU15カ国 13.6%

(男性)イタリア 9.9% EU25カ国 13.2% EU15カ国 12.9%

(女性)イタリア 14.5% EU25カ国 14.4% EU15カ国 14.4%

**イタリアにおける非典型労働者の全雇用労働者に対する割合の推移 (EUROSTAT 統計)**

(増加傾向にある)

1993年 9.4% (うちパートタイム3.2%)

1998年 13.3% (うちパートタイム4.7%)

2003年 16.2% (うちパートタイム6.3%)

**イタリアにおける有期限労働の全労働者に対する割合の推移 (ISTAT 統計)**

(微増傾向にある)

1993年 6.2% 1998年 8.6%

1994年 6.8% 1999年 9.5%

1995年 7.3% 2000年 10.1%

1996年 7.3% 2001年 9.8%

1997年 7.8% 2002年 9.0%

### 非典型労働形態の導入予定企業の割合

(2004年10月 ロンバルディア産業連盟研究センター調査)

「職業編入契約」	60. 6%
「呼び出し労働」	22. 6%
「スタッフ・リース」	17. 4%
「分割労働」	6. 3% など

### (参考1) イタリアにおける主な求人手段 (2004年6月 ISFOLによる調査)

親族や友人の人づてによる縁故採用	(38. 4%)
履歴書の送付などの求職者の自薦	(27. 1%)
採用試験	(8. 5%)
新聞・雑誌などの求人欄の利用	(6. 0%)
民間職業斡旋業者の利用	(4. 6%)
公的職業斡旋機関の利用	(4. 0%)
職業学校からの斡旋	(3. 4%) など

※ISFOL : Istituto per lo Sviluppo della Formazione dei Lavoratori (労働者職業訓練開発機構)

### (参考2) イタリアの失業率

1993年	10. 1%
1994年	11. 1%
1995年	11. 6%
1996年	11. 6%
1997年	11. 7%
1998年	11. 8%
1999年	11. 4%
2000年	10. 6%
2001年	9. 5%
2002年	9. 0%
2003年	8. 4%
2004年	8. 0% (北部4. 3%、中部6. 5%、南部15%)

○2004年には現在の統計方法を採用した93年以降最低値を記録。

○しかし失業率低下は必ずしも前向きな要素に因るものではなく、求職の困難さから特に南部において多くの若年層、女性が職探しを諦めたことで求職人口が減少したことが大きく影響しているとの指摘も。また就業人口は鈍化傾向にありながらも増加を見せているが、これは移民労働者の合法化の結果によるもので、労働市場の活況を反映したものではないとの指摘もある。

○またイタリアの労働市場の抱える問題としては、失業率の南北格差と労働流動性の低さの

ほか、特に女性・高齢者の就業率の低さ（下記参考3参照）と非労働人口の多さが挙げられる。

（参考3） リスボン・ターゲット

2010年までに国全体の就業率を70%に、女性の就業率を60%に、55歳以上の就業率を50%に上昇させることを目標に掲げる。

（2004年現在）

国全体の就業率： イタリア 56.1% EU25か国 63%

女性の就業率： イタリア 42.7% EU25か国 55%

55歳以上の就業率： イタリア 30.3% EU25か国 40%

# イタリアの年金制度の現状

在イタリア日本国大使館専門調査員 秦泉寺友紀

## 1. 概要

イタリアの年金制度は、老齢年金 (pensione di vecchiaia)、勤続年金 (pensione di anzianità)、主婦年金基金 (fondo casalinghe)、社会手当 (assegno sociale) の4つを柱とする。そのうち勤労者を対象とする年金は、老齢年金と勤続年金の2つである。イタリアでは従来、勤労者は就職時に年金に加入し（年金加入の入り口はひとつ）、退職して年金を受給する際の出口で、各自が老齢年金か勤続年金のいずれかを選択するという仕組みがとられてきた。

イタリアの年金制度は、従属労働者 (lavoratori dipendenti) と自営労働者 (lavoratori autonomi) を包括する最大の年金給付機関 INPS (Istituto Nazionale della Previdenza Sociale : 全国社会保険機構) のほか、職業ごとに設立された給付機関が分立していることを特徴とする（例えば現在も公務員の年金給付機関は INPDAP : Istituto Nazionale di Previdenza per I Dipendenti dell' Amministrazione Pubblica : 全国公務員保険機構という別組織である）。イタリアの年金制度は、その複雑さから「年金ジャングル」とも称されたが、1992年のアマート改革（当時の首相ジュリアーノ・アマートの名からこう呼ばれる）や1995年のディーニ改革（当時の首相ランベルト・ディーニの名からこう呼ばれる）を経て、給付機関の整備縮小が進められ、給付機関間の格差は大幅に縮小した。

かつて老齢年金と勤続年金の受給要件は現在より緩やかで、かつ、受給者にとってより有利であった勤続年金を選択する者が多かったため、年金財政は逼迫し、社会保障費の相当部分を占めるに至った。そのため、歴史的経緯としては、両年金の受給要件を厳しくすると共に、両年金の格差を縮減させる方向での改革が行われてきた。とりわけ1995年のディーニ改革は、年金支給額の計算方法を従来の報酬ベースから拠出ベースのものに段階的に移行させるという大幅なものであった。現在、1996年以降に初めて雇用され、年金に加入した者については、専ら老齢年金を選択することが定められており、将来的には勤続年金は消滅する見込みとなっている。

2001年12月の法案提出から3年越しで審議にかけられ、2004年7月29日に下院の信任投票を経て（上院は2004年5月25日に通過）成立した年金改革法（ベルルスコーニ・マローニ法：当時の首相ならびに労働・政策大臣の名をとてこう呼ばれる）は、アマート改革とディーニ改革に続く、1990年代以降では3度目の大幅な年金改革である。同改革も老齢年金と勤続年金の受給要件の厳格化と両年金の格差の縮減を目指したもので、これにより、2008年以降の年金の受給要件はさらに引き上げられることが決定した。また同改革は、1993年に導入された補完的年金制度、年金基金 (fondo pensione) の拡充も目指し、政労使の議論を経て、2008年以降、退職積立金 (Trattamento di fine rapporto : 被用者が1年勤務するごとに、事業主が使用者の1ヶ月分の給与を退職金として積み立てるもの) の資金を各労

働者の選択次第でこれに充てるという方向性が定められた。

## 2. 年金保険料

### (1) 従属労働者 (lavoratori dipendenti : 雇用労働者に相当)

被用者（税込み給与の 8.89%，給与より天引き）と使用者（同 23.81%）で、税込み給与の計 32.7% に相当する金額を負担し、INPS に拠出している。

- ・雇用労働者の賃金は、ISTAT（伊国立統計局）の生活コスト指標を基に毎年改訂される最低賃金（2004 年度については週当たり 164.87 ユーロ）を下回ってはならないことが定められている。ただし、使用者が支払う賃金がそれを下回った場合については、INPS に拠出する年金保険料もそれに応じて減ずる。
- ・最高賃金（2004 年度の年額は 82,401 ユーロ。この金額は ISTAT の生活コスト指標を基に毎年改訂）を超える分の税込み給与については、年金計算方法が完全拠出ベース（下記「3. 参考（2）（4）」参照）の下記の者に限り、被用者・使用者ともに年金保険料負担は無し。
  - ・1996 年 1 月 1 日以降に初めて就業した者
  - ・1996 年以前より就業しているが、完全拠出ベースの年金計算方法を選択する者

なお、今般の年金改革により、2004 年から 2007 年の期間限定の措置として、年金受給条件（下記「2. 3.」を参照）を満たしていないながら年金を受給せず働き続ける民間企業の雇用労働者に対し、年金保険料の給与天引きがなくなり、それと合わせ、使用者が年金保険料として負担してきた金額がそのまま給与に上乗せして支払われるというインセンティブ措置が講じられる。またこのインセンティブ分については、Irpef (Imposta sul Reddito delle Persone Fisiche=個人所得税) は非課税とする。

### (2) 自営労働者 (lavoratori autonomi)

#### (イ) 職人 (artigiani)

：家具職人、タクシードライバー、鍛冶屋職人、運送業者等。

Irpef 算出のために申告される所得を対象とし、2004 年度については、下記の表に基づき計算される。

ただし、所得が最低所得（2004 年度の年額は 12,889 ユーロ）を下回る場合も、拠出額はこの最低所得に基づいてそれぞれ設定される。また、最高所得（2004 年度の年額は 63,138 ユーロ）を超える分の所得については年金保険料負担は無し。なお、最高所得は、1996 年 1 月 1 日以降に開業した者か、それ以前より開業しているが完全拠出ベースの年金計算方法（下記「2. 参考（2）（4）」参照）を選択する者については、82,401 ユーロ（2004 年度年額）と定められている。

所得	拠出期間が 21 年以上 の者 (2004 年現在)	拠出期間が 21 年未満 の者 (2004 年現在)
12,889 ユーロ以上、 37,883 ユーロ未満	17.00%	14.00%
37,883 ユーロ以上、 63,138 ユーロ (*82,401 ユーロ) 未満	18.00%	15.00%

(ロ) 商人 (commercianti)

: 販売ならびにそれを補助する活動 (代理店業務、航空業、海運業、広告業等)、観光活動に携わる者。

Irpef 算出のために申告される所得を対象とし、2004 年度については、下記の表に基づき計算される。

ただし、所得が最低所得 (2004 年度の年額は 12,889 ユーロ) を下回る場合も、拠出額はこの最低所得に基づいてそれぞれ設定される。また、最高所得 (2004 年度の年額は 63,138 ユーロ) を超える分の所得については年金保険料負担は無し。なお、最高所得は、1996 年 1 月 1 日以降に開業した者が、それ以前より開業しているが完全拠出ベースの年金計算方法 (下記「2. 参考 (2) (4) 参照」) を選択する者については、82,401 ユーロ (2004 年度年額) と定められている。

所得	拠出期間が 21 年以上 の者 (2004 年現在)	拠出期間が 21 年未満 の者 (2004 年現在)
12,889 ユーロ以上、 37,883 ユーロ未満	17.39%	14.39%
37,883 ユーロ以上、 63,138 ユーロ (*82,401 ユーロ) 未満	18.39%	15.39%

(ハ) 農業自営労働者 (lavoratori autonomi agricoli)

: 農業による所得を対象とし、2004 年度については以下のように計算される。

農業事業全般により得られた所得については 20.30% (拠出期間が 21 年未満の者は 17.80%)、山岳地域や不利な状況の地域より得られた所得については 17.30% (拠出期間が 21 年未満の者は 12.80%) が INPS に拠出する年金保険料となる。

## (二) 準従属労働者 (parasubordinati)

：専門職あるいは継続的連帶労働 (collaborazione coordinata e continuativa) に携わる者。

他の義務的社會保障の対象になっておらず所得の総額が年額 37,883 ユーロ以下の者については、その 17.80% (この金額を超過した分の所得については 18.80%) が、他の義務的社會保障の対象となっている者については、給与額とは無関係に税込み給与の 10%が、他の仕事で年金受給資格を得られる者については、給与額とは無関係に税込み給与の 15%が、それぞれ INPS に拠出する年金保険料となる。

## 3. 2008年以降の老齢年金 (pensione di vecchiaia)

以下の 3 つの要件のうち、いずれか 1 つを満たせば受給資格が発生する。年金計算方法については下記「参考 (2) (4)」を参照。

- ・男性 65 歳または女性 60 歳以上
- ・40 年以上の拠出期間
- ・60 歳以上かつ 35 年以上の拠出期間 (2010 年以降は、61 歳以上かつ 35 年以上の拠出期間)。

参考：現行の老齢年金制度（2001 年 1 月 1 日以降）

(1) 以下の 2 つの要件を満たせば年金受給資格が発生する。

- ・男性 65 歳または女性 60 歳
- ・20 年以上の拠出期間

(2) 年金計算方法は、現在、報酬ベースから拠出ベースに移行する過渡期にあり、以下の 3 通りの年金計算法が併存している。

- (イ) 1996 年 1 月 1 日以降に初めて就業した者：完全拠出ベース
- (ロ) 1995 年 12 月 31 日時点で、勤続年数が 18 年以上の者：報酬ベース
- (ハ) 1995 年 12 月 31 日時点で、勤続年数が 18 年未満の者：混合ベース

(3) なお、1996 年 1 月 1 日以降に初めて就業した者は専ら老齢年金を選択すること、以下の 2 つの要件のうちいずれか 1 つを満たせば年金受給資格が発生することが定められていたが、今般年金改革により、下記の要件は変更。

- ・57 歳以上かつ最低 5 年の拠出期間を満たし、かつ年金支給額が社会手当 (6.) で後述) 支給額の 1.2 倍を下回らないこと。
- ・40 年以上の拠出期間

(4) 年金計算方法は以下のとおり。

- ・報酬ベース

現役時代の課税対象となる報酬額の年平均額に拠出年数（最高 40 年）と支給率（2%）を乗じて得られる金額が、各人の年金給付額（年額）となる。

・拠出ベース（1996 年導入）

課税対象となる報酬額について、従属労働者は 33%、自営業者は 20% の金額を年間の拠出として留保し、それを毎年 12 月 31 日、過去 5 年間の国民総生産とインフレ率を勘案して再評価し、導き出された金額を各人の年間拠出とする。この年間拠出に以下の転換係数を乗じて得られる金額が、各人の年金給付額（年額）となる。

年金受給開始年齢	転換係数 (coefficiente di trasformazione)
57	0. 04720
58	0. 04860
59	0. 05006
60	0. 05163
61	0. 05334
62	0. 05514
63	0. 05706
64	0. 05911
65	0. 06136

#### 4. 2008 年以降の勤続年金（pensione di anzianità）

以下の 2 つの要件のうち、いずれか 1 つを満たせば受給資格が発生する。

- ・公務員及び従属労働者は 60 歳以上（2010 年～2012 年は 61 歳、2013 年以降は 63 歳）、自営業者は 61 歳以上（2010 年～2012 年は 62 歳、2013 年以降は 64 歳）、かつ 35 年以上の拠出期間
- ・40 年以上の拠出期間

ただし女性については、下記の条件での年金受給も可能。

- ・公務員及び従属労働者は 57 歳以上、自営業者は 58 歳以上で、35 年以上の拠出期間（ただし、年金計算方法は拠出ベースとする）。

#### 参考：現行の勤続年金制度

- (1) 年金計算方法は報酬ベースで、以下の 2 つの要件のうちいずれか 1 つを満たせば年金受給資格が発生する。
- ・57 歳以上かつ 35 年以上の拠出期間
  - ・年齢にかかわらず 38 年以上の拠出期間（2008 年にはこれを 40 年とし、

2004年～2005年は38年、2006年～2007年は39年と段階的に引き上げる)。

(2) なお、トンネル、洞窟・鉱山等の地中における労働、高温下の労働、水中における労働に従事する労働者は、以下のいずれか1つを選択し、拠出期間を短縮することができる。

- ・5年を上限に、従事した年数毎に2ヶ月ずつ
- ・2年を上限に、10年従事する毎に1年ずつ

#### 5. 主婦年金基金 (fondo casalinghe)

対価を伴わない家事労働を行う専業主婦（夫）を対象とする、拠出を伴う任意加入の年金で、給付機関はINPS。ディーニ改革（1995年）により創設。

#### 6. 社会手当 (assegno sociale)

年金受給資格を持たず、低所得の高齢者（65歳以上）を対象とする無拠出の手当で、給付機関はINPS。1995年、制度発足時（1969年）の名称「社会年金（pensione sociale）」より名称を変更した。

#### 補足. 年金基金 (fondo pensione)

イタリアにおける確定拠出型の一種の企業年金で、1993年4月21日法律第124号により「公的年金を補足する」という位置づけのもと創設された制度。対象となるのは労働報酬を得ている者（自営業者、従業員、公務員、共済組合員等）で、加入は任意（2005年現在の加入者は全就労者の約10%程度）。

資産残高は個々人ごとに記録管理され、掛金と運用収益（同資金の運用は各年金基金に委託された専門オペレーターが担う）の合計を基に給付額が決定される。

同基金には、閉鎖的年金基金（fondo pensione chiuso：企業単位の企業基金及び職種・職業単位の職域基金からなる。労働契約あるいは企業規則によって設立）と開放的年金基金（fondo pensione aperto：銀行、保険会社等の金融市場オペレーターにより設立）の2つの種類がある。

加入者は、退職し、かつ公的年金受給開始年齢に達している場合、年金基金に最低5年間加入していれば、毎月の給付金を受給できる（加入が5年未満の場合は、給付金としてではなく年金資金総額という形でそれを受け取る）。

## IV. スイス（ベルン）にての確認内容

福山 圭一  
北野 敦也

### 1. 連邦社会保険局にてのスイス年金事情のヒアリング結果（概要）

今回のヒアリングは、連邦政府の社会保険局の担当者に対して行った。

我々の関心事は「スイスにおいて、パートタイマーや派遣労働者等の非典型労働者が、年金制度（スイスにおいては1階部分は国民全員加入なので、ここでは2階部分の企業年金が我々の関心の対象となった）に適切に適用されているか、恣意的に年金制度から外されるようなことは実際のところあるのか無いのか」といった点であり、これらの当該国の実情を把握してそれに対する政府の対応策を知ることが、わが国における年金制度改革の一つのヒントになるであろうと期待していた。

実際に面談した回答者による回答を要約すると、

「確かに過去においてはそのようなケースも起こり得たし、実際にあったということも事実である。ただし、企業年金の適用となる年収額の下限を今回（2005年1月）、相当程度引き下げたために、もはや適用逃れのような事態はなくなった」

と断言した。

この国の対応を参考にしてインプリケーションを述べるならば、適用するハードルを低くして適用拡大を図ることが問題解決（すなわち適用逃れの解決）に繋がるであろう、ということである。

### 2. 連邦社会保険局にてのスイス年金事情のヒアリング記録（全文）

ヒアリング（質疑応答）の記録全文は以下の通りである。

（なお、録音記録で聴き取れた部分のみである）

重要と考えられる部分には下線（\_\_\_\_\_）、意味が不明であった部分には点線（.....）を記してある。

【日 時】2005年9月16日（金）9:00～10:40

【訪問先】連邦社会保険局（BSV-OFAS-UFAS）

【面談者】Erika Schnyder

【訪問者】福山、北野

非典型労働者労働者に関するデータについてであるが、データベースが不完全で、特に労働者の数のデータが分からず、パートタイムの数は分かるのだが、それに従事している人間の数は分からない。

基礎年金、すなわちすべての人をカバーするもので、例えば主婦や学生すべてをカバーす

る部分がある。この基礎年金の最高支給年金額が 2 万 5320 スイスフラン。これが今は増額されて、2 万 5800 スイスフランになっている。最低支給額の方は、この半分で、約 1 万 2500 スイスフランである。これが全国民に支給される年金である。加えて、 пенションファンドがある。これは就労者に対して支給されるもので、雇用者・被雇用者、加えて自営業者が対象となる。ただし、自営業者の部分は強制ではなく、加入義務があるわけではなく、あくまでもオプションとして加入できるものだ。ただし被雇用者で、 пенションファンドへの加入資格を得るためには、最低の年間賃金が 1 万 9350 スイスフラン以上でなければならない。  
これは、フルタイムでもパートタイムでも、どちらでもこの金額に達成すれば良しとしている。金額が問題であって、労働時間が問題なのではない。例えば、パートタイムの仕事を二つしていて、その二つの仕事の賃金を足し合わせると、この最低金額に到達するような人がいた場合、この人の年金加入は強制されるものではなく、加入を申請して加入ができるようになっている。この限度額は、2005 年 1 月 1 日以降、減額された。それ以前は、すなわち 1985 年 1 月 1 日にこの пенションファンドシステムが強制的なものになって導入されて以降（すなわち 1985 年から 2004 年の間）は、この限度額は基礎年金の最高支給額に対応して決められていた。つまり 2 万 5800 スイスフランが限度額とされていた。したがって、給与が 2 万 5800 スイスフラン以下の者は、もちろんこの金額自体は生計費の上昇に合わせて年々増額はされているけれども、2004 年までの状況では、強制的な пенションファンドの保険対象とはならなかったのである。すなわちこの年金の第二の柱である強制的な年金の対象とはならなかったのである。しかしもちろん、雇用者が任意で保険をかけるということはできた。

### それはオプションということか？

そうだ。雇用者が、どういうシステムを導入するかを決めることができる。2005 年：今年になって議会がこの限度額を 2 万 5800 スイスフランから 1 万 9350 スイスフランに引き下げる決定をした。この 2 万 5800 スイスフランというのは、基礎年金の部分だ。したがって、もし給料が、1 万 9350 から 2 万 5800 スイスフランの間に在るような者の場合は、最低の年 3225 スイスフラン（の調整済み給与）に対して保険料が課せられることになるわけだ。

議会がこの限度額を引き下げた理由は二つある。一つは、パートタイムワーカーのような非典型労働者、特に女性が пенションファンドの被保険者となれるようにすることで、もう一つは、現在このシステムは高齢化の問題を抱えているということで、年金の支給額を算定する転換率を引き下げなければならなくなつた。その結果、(平均の) 年金支給額を引き下げなければならないということになつたために、この支給額算定の対象となる給与の金額も引き下げる事になったわけだ。パートタイムワーカーで給料が 1 万 9350 スイスフランあれば、被保険者となる。そのオプショナルとなるのは、1 スイスフランから 1 万 9350 スイスフランまでの給与の者であり、給与が 1 万 9350 スイスフランから 2 万 5800 スイスフランの間に在る者は、最低の年 3225 スイスフラン（の調整済み給与）に対して保険料を払うことになる。